

姫路市入札監視会議 議事概要（平成22年度第1回）

1 日 時 平成22年8月23日（月） 午後3時30分～午後5時

2 場 所 姫路市役所 北別館4階 第402会議室

3 出席者

（委員） 清原委員長 久保委員 原委員 柳内委員

（姫路市） 黒川財政局長 三木財政局次長 岡田契約課長 他契約課3人

4 概 要

1. 建設工事発注状況等の説明

平成21年12月1日から平成22年6月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況、並びに制度上の改正点等について、事務局より報告された。

- ・ 競争入札の参加者の格付け基準等について（告示）の内容変更
…建築一式工事の格付け区分の見直し（平成22年4月1日～）
- ・ 低入札価格調査制度における適用対象工事の引き上げ
…予定価格1億5千万円以上から3億円以上へ（平成22年4月1日～）
- ・ 制限付一般競争入札における資本関係又は人的関係のある企業の同一参加の制限（平成22年4月1日～）

【主な質問・意見】

委員：競争入札の参加者の格付け基準等についての内容変更で、建築工事の格付け基準を見直すことでどういう影響があるのかなど、主旨を教えてください。

事務局：建設工事の登録業者の総合評価値は毎年更新されるため、ランクごとの業者数等を考慮して毎年格付け基準の見直しを行っている。通常はあまり変動がないので、見直しの結果、前年と同じ基準を設定することが多い。しかし今回建築工事については、発注工事の内容や規模と、SからDの5ランクごとの業者数において、多少バランスが崩れることとなったため、ランクごとの業者数の確保を行うという意味で格付けを見直した。

2. 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定された原委員より、抽出結果が報告され、以下のとおり、抽出結果となった。

抽出結果 入札方式別に無作為抽出を行った

制限付一般競争入札（総合評価）について、全3件中1件

制限付一般競争入札（価格競争）について、全100件中2件を抽出
（うち土木・鋼構造・ほ装工事より1件、その他工事より1件）
指名競争入札について、全182件中4件を抽出
（うち土木・鋼構造・ほ装工事より2件、建築工事より1件、その他
工事より1件）

3. 抽出工事の説明及び審議

抽出された制限付一般競争入札3件（総合評価1件、価格競争2件）及び指名競争入札4件の各工事について審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札（総合評価）

幹第8号線舗装改良（その2）工事

【主な質問・意見】

委員：この工事を他の入札方式でなく、総合評価方式にしたのは、どういう判断からか。

事務局：通常の工事に比べ、交通量の非常に多い場所での施工のため、安全管理面での提案が必要と判断した。

委員：入札に必要な総合評価値がAランクのうち730点以上とあるが、Aランクの下限である点数700点以上にしなかったのはなぜか。700点を730点とすることで、排除される業者があるのではないか。

事務局：今回の業種であるほ装工事はA、B、Cの3ランクに分かれている。総合評価落札方式の案件については、この方式がまだ試行段階であり、実施件数も少ないため、徐々に周知する意味で、対象業者数について一定の数を目安として設定している。通常であればAランク700点以上が標準的な設定であるが、地域と点数（総合評価値）を多少制限して業者数を絞り込んでいる。

(2) 制限付一般競争入札（価格競争）

飾磨増補準幹線（第13工区）下水道及び同工事に伴う付帯工事

【主な質問・意見】

委員：辞退がかなりあるが、どういう事情か。

事務局：参加業者の中にはまず入札参加申込をし、設計図書を見てから積算を始める業者もあり、その場合には、その後の積算の結果で、採算が合うかどうかの判断を行っている。採算が合わないようであれば辞退しているようである。辞退しなければ契約履行ができなくなるので、そうなる前に辞退の申し出をするということである。

市川美化センター触媒反応塔定期整備工事

【主な質問・意見】

委員：この案件は参加業者が1社だが、入札条件にかなう対象は何社程度ある

のか。ある程度参加可能業者がいるのであれば、なぜ1社しか参加しなかったのか。

事務局：参加可能業者は15社程度あるが、元々の市川美化センターの建設が三菱重工であり、そのメンテナンスを行っているのが今回参加の三菱重工から業務を引き継いでいる三菱重工環境・化学エンジニアリングである。本体施設自体がかなり複雑な建築物であり、技術面、コスト面など総合的に判断して、1社を除き他には参加してこなかったのではないかと推測する。

委員：造った時にメンテナンスのことも考えて、結局この業者にお願いせざるを得なかったということか。

事務局：市川美化センター等の焼却施設の工事はメンテナンスに係るものも含めて、年間に数件発注している。その中で当初建設した業者でないと施工できないような独自のノウハウや機械、部品等が必要なものについては随意契約としている。部品を調達でき、それを交換、修理できれば元請業者以外でも施工は可能とのことで一般競争入札としている。今回の工事は後者であったため一般競争入札したが、前述のような特徴の工事であることから、結果的に元請業者であったということである。

(3) 指名競争入札

(北部)菅野188号線道路補修工事

【主な質問・意見】

委員：指名競争入札と制限付一般競争入札の違いだが、指名競争は校区の業者で、一般競争は市内全部の業者ということか。

事務局：金額で分けており、予定価格130万以上1千万円未満が指名競争入札で、1千万円以上の工事は一般競争入札で行う。

委員：校区で決めているという話があったが、地域割り当てカルテルの疑いもある。以前に「業者を育てるという役割も市にはある。」との説明があったが。

事務局：現段階では地域性はどうしても優先しているが、一つの校区のみから指名しているというわけではない。以前はほとんどの工事が地域性を考慮した指名競争入札であったが、5千万以上、3千万以上、1千万以上と一般競争入札へ段階的に移行しており、それによって参加可能な地域を拡大してきている。今後は指名競争入札における地域の拡大よりも、むしろ一般競争を拡大することにより、地域性をできるだけ排除していくことを検討していきたい。地域性優先については今後の課題としたい。

委員：7者の指名だが、指名されている業者同士は互いに分かっているか。

事務局：指名業者表を入札前に公表しているなので、それをみれば分かる。

委員：落札率を見ると、一般競争の分は平均が77.61%であり、健全だと思いが、指名競争はそれより高い落札率となっている。ただ、他市などに比べれば、いいほうの数字だとは思っている。

事務局：一般競争入札は参加業者が多いこともあり、競争が激化しているのは事実だ。

広畑 1 4 4 号線道路補修工事

【主な質問・意見】

特になし。

夢さき夢のさと施設等改修工事

【主な質問・意見】

特になし。

夢前保健福祉サービスセンター屋上防水改修工事

【主な質問・意見】

委員：夢前町の案件なのに、飾磨中心の業者の選定となっているのはなぜか。

事務局：この工事は入札が 2 回不調に終わっており、3 回目の入札である。不調になった場合は同じ業者は指名しないこととしている。2 回の指名の結果、地域性の確保が難しく、また防水工事の登録業者数が少ないこともあり、全市を対象としている。ランクについても A、B、C の 3 ランクを対象としている。

4. 指名停止等の措置状況

平成 2 1 年 1 2 月 1 日から平成 2 2 年 6 月 3 0 日までに指名停止措置を行った、延 2 4 者について、事務局より報告

【主な質問・意見】

特になし。

5. 低入札価格調査

平成 2 1 年 1 2 月 1 日から平成 2 2 年 6 月 3 0 日までにを行った低入札価格調査 6 件及び同期間に工事完了した案件 6 件について事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：低入札については、市としてはできるだけ安い価格で施工してもらいたい一方で、業者により施工能力や技術レベルなどのいろいろな企業格差があるため、非常に難しい問題だと思う。予定価格と入札価格の割合でみると、7 割くらいのもが多い。市としてはこういう結果になるのはどういう理由があるからだと思うか。

事務局：予定価格については、市の算定基準に基づいて決定している。また、現状についてだが、平成 20 年度は予定価格が 1 億 5 千万円以上のものが対象で、調査対象となったのは 1 件だった。それに対し、平成 21 年度は調査対象が 21 件と大幅に増えており、経済状況を反映して、かなりシビアな積算で入札してきているといった印象だ。

委員：経済環境が変わることによって、企業としては積算するためのいろんな基準が変わってくるのだと思う。例えば労務関係費用が安くすんだり、為替の問題で材料を安く調達できるとかだ。企業はその時の状況でいろいろと臨機応変に対応しているのに、市側が予定価格を決められたような形で出すのはどうか。もう少し柔軟に考えてもよいのではないかと思う。

事務局：積算は取引価格等による単価を設定し、直接工事に係る部分を計上して行っている。それに、一般管理費や現場管理費などの経費を加算している。予定価格の基となる積算については検討の余地はあるだろうが、低価格の入札については経費の圧縮など企業努力によるところが大きいようである。

委員：予定価格の何%以下になれば無効となるのか。またそれを上げ下げすれば先程の経済状況による低入札の該当案件数は変わってくるのではないか。

事務局：工事の積算は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費という大きく4つの項目に分かれるのだが、昨年10月以降は直接工事費、共通仮設費のそれぞれ90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の合計額を目安として最低制限価格を設定し、それ以下であれば無効としている。低入札の場合は同じ率で計算したものを調査基準価格と呼び、それ以下のもので調査最低制限価格以上のものを調査対象とし、低入札価格審査委員会で履行可能という判断があれば、落札者とする事になっている。予定価格に占める割合でどこから無効かという話だが、業種によって、あるいは工事によって、共通仮設費や現場管理費、一般管理費等経費の額が変わってくるので、算定式に基づき設定すると、予定価格の何%ということは一概に言えない。最低制限価格自体の見直しは、平成21年に行い、以前に比べて設定自体は上がっていると言える。

委員：資料では低入札の可否は全て可となっているが、工事成績が60点を下回っていたことがあるのか。

事務局：今のところない。工事成績については、低入札価格調査による施工であるから特に悪いというわけではない。

6. 苦情処理要綱に基づく苦情処理

・再苦情処理案件について、事務局より報告

[再苦情処理案件なし]

5 その他

【主な質問・意見】

委員：「姫路市建設工事等入札参加者選定要綱」の2条の指名業者選定基準というものが別表2にあるが、その1の中で、「手形交換所による取引停止処分や主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく

不健全である」というところについて、過去どのくらいのものを該当としているのか。

事務局：いつまでもさかのぼるというのではなく、通常半年の間に2回不渡りを出すと、金融機関の取引停止となるので、そのくらいのスパンで判断している。

委員：逆に落札後にこういう事実が発生すればどうなるのか。

事務局：契約後であれば、契約は成立しているので、その後の工事施工の続行可能性等について事情を聴取する。その結果、受注者側から工事施工ができないとの申し出があれば、契約を解除することとなる。

委員：契約規則の32条の2に「市長が特に必要と認めた場合に契約を解除することができる。」などの文言があるが、著しく信用状況が悪化した場合は解除も可能ということか。

事務局：規則及び、契約約款に従い、判断することとなる。

- ・次回会議の審議対象工事の抽出を行う委員の指定について

柳内委員が指定された。

- ・次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成23年1月開催を目途に日程を調整する。